

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・茨城県弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
 - ・ 申請書がもらえない。
 - ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」 「辞退職を書いてください」
 - ・ 保護費を“天引き”されている。
 - ・ 保護費が下がって、生活していけない。
- 相談料はかかりません。茨城県弁護士会ではフリーダイヤルで実施いたしますので、
電話代もかかりません。



ひんこんはなくす
0120-158-794

2024年12月3日(火)

10:00～12:00・13:00～15:00

※茨城県弁護士会では上記の日時で実施いたします。各弁護士会により実施状況が異なります。
回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。
お問い合わせ先：茨城県弁護士会事務局 電話 029-221-3501（平日 10:00～16:00）